

第38条 (事件の通告)

削除

旧38条は「事件の通告」として、「家庭裁判所は、少年に対する保護事件の調査又は審判により、前条に掲げる事件を発見したときは、これを検察官又は司法警察員に通知しなければならない」と規定していた。

これは、家庭裁判所における少年保護事件の調査・審判の過程では少年の福祉を害する成人の刑事事件が発見されることが多いことを考慮して、刑事訴訟法239条2項の特則として、告発義務を規定していたものである(田宮=廣瀬〔2001〕1361頁)。

前条である旧37条の削除により、「前条に掲げる事件」を発見することがなくなることから、2008(平成20)年改正法において削除されたものである。

38条を削除しても、家庭裁判所の調査官等は、37条1項に掲げられた事件を含め、犯罪があると思料するときは、刑事訴訟法239条2項に基づく告発義務を負っていることから、特に支障はないと考えられる(久木元ほか〔2011〕2138頁)。

1 田宮裕=廣瀬健二編(2001)『注釈少年法〔改訂版〕』有斐閣

2 久木元伸ほか(2011)『少年法等の一部を改正する法律及び少年審判規則等の一部を改正する規則の解説』法曹会

(山下幸夫)